

理 由

最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、特定非営利活動法人等が行う森林施業の実施に関する協定制度及び指定の目的に即して機能していないと認められる保安林の整備を促進するための制度を創設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。